

ホスティング・クラウドプロバイダにおける 発信者情報開示請求対応 そして予想する非訟手続き対応

さくらインターネット株式会社
クラウド事業本部 山下健一



ホスティング・クラウドプロバイダでの 現在の発信者情報開示実務対応



発信者情報開示請求への実務対応

ホスティング・クラウドサービスプロバイダにできること（保有している情報）

		対象サービス	
		共有型レンタルサーバ	専用サーバ、クラウド(IaaS)、VPS
請求内容	氏名/名称・住所等	契約者 の情報であれば、契約管理DBを元に 開示が可能	契約者 の情報であれば、契約管理DBを元に 開示が可能
	投稿時のIPアドレス・タイムスタンプ	サーバのログや対象サービスで使用するDBを元に 開示できる可能性 がある 。個別に確認が必要	root（管理者）権限を有さないため開示不可 。なお、ログイン時のIPアドレス等であっても同様

契約者に意見照会を行い、開示可の回答を得ない限り、任意開示することは原則として、無い

発信者情報開示請求への実務対応

契約者は、「発信者」か、「開示関係役務提供者」か？

- 「判断に迷う」どころか、基本的に「わからない」
- 契約者への意見照会で答えを得て判明することもある（真実かどうかは不明）、明確な答えが得られないこともある
- 答えが得られない場合は、「発信者ではない可能性がある」ということをご理解いただけるよう丁寧に説明している

なぜプロバイダにはわからないのか？

- 契約者がサービスを「何に・どう使っているか」をプロバイダは知らない
 - サービスは再販が可能な場合があり、契約者の先に利用者がいる可能性がある
 - ホスティング・クラウドサービスは運用に専門知識が必要な場合も多く、サイト作成・管理等を外部委託されている可能性がある。
すなわち契約者＝受託者であり、サイトの内容に責任を持っている者ではない

発信者情報開示請求への実務対応

契約者が「発信者」 典型パターン

- 対象の投稿が**ブログ**や、**自身で取材・執筆するメディア**
 - ただし、前述のとおり、契約者＝記事の執筆者とも限らない
- （典型とはいえないが）対象の投稿が**掲示板**で、管理者が掲載する投稿の**取捨選択**を行っている場合、管理者が発信者と判断される可能性があるものと認識
 - ただし、前述のとおり、契約者＝掲示板の管理者とも限らない

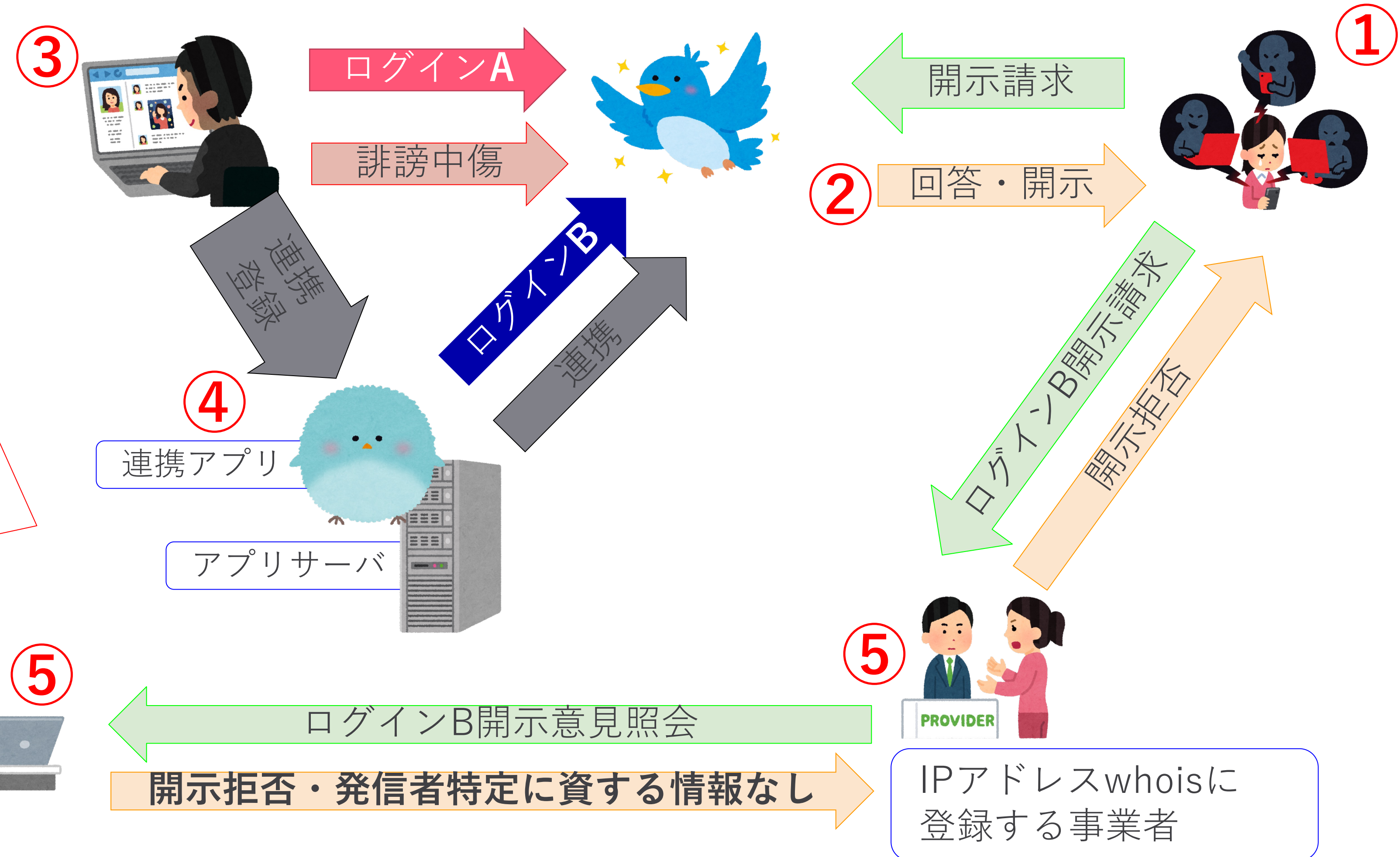
契約者が「開示関係役務提供者」の典型パターン

- 対象の投稿が**掲示板**（特に、管理者による取捨選択が行われないもの）
 - 前述のとおり、契約者＝掲示板の管理者とも限らない
 - 管理者が発信者につながる情報を持っていないこともある
- プロバイダのサービスを再販している場合

発信者情報開示請求への実務対応

契約者が「その他」の典型パターン

- アプリ連携に個人情報登録不要
- 連携アプリが連携SNSアカウントの投稿をPolling (?)
- SNS事業者側に連携アプリサーバからの機械的ログインが記録される

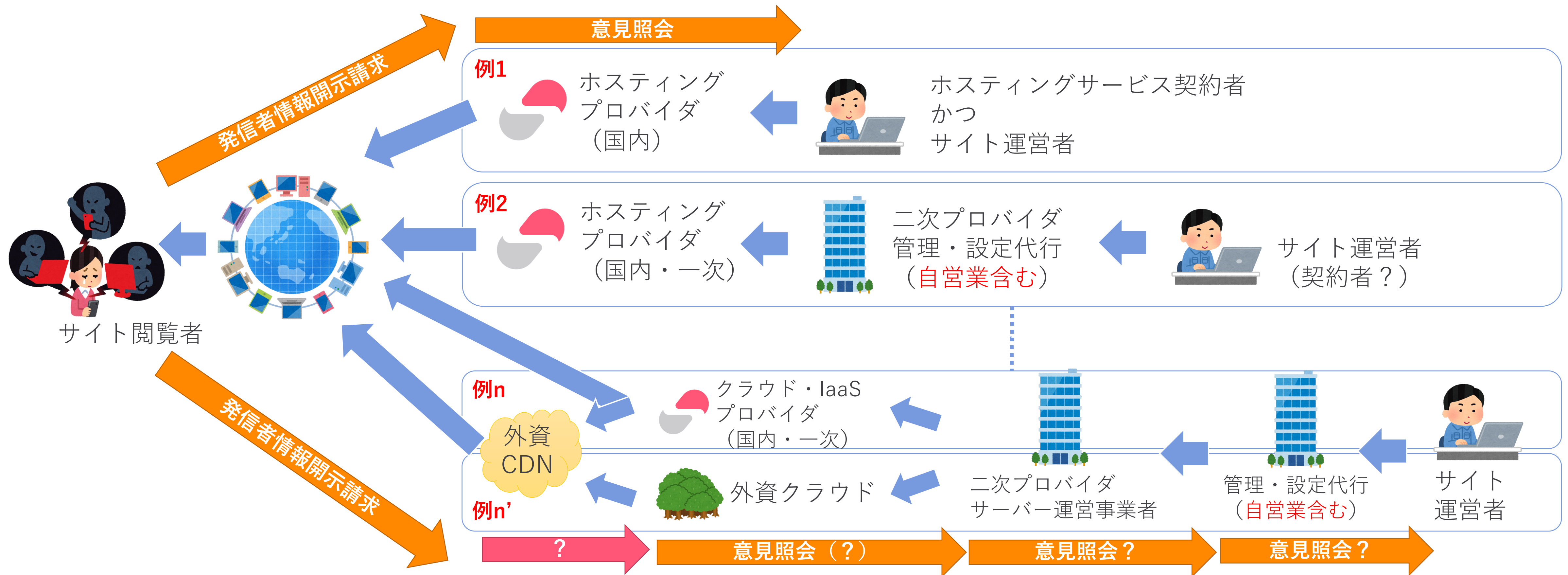


連携アプリ開発者
アプリサーバの契約者

ホスティング・クラウドサービスの構造と 保有するログ

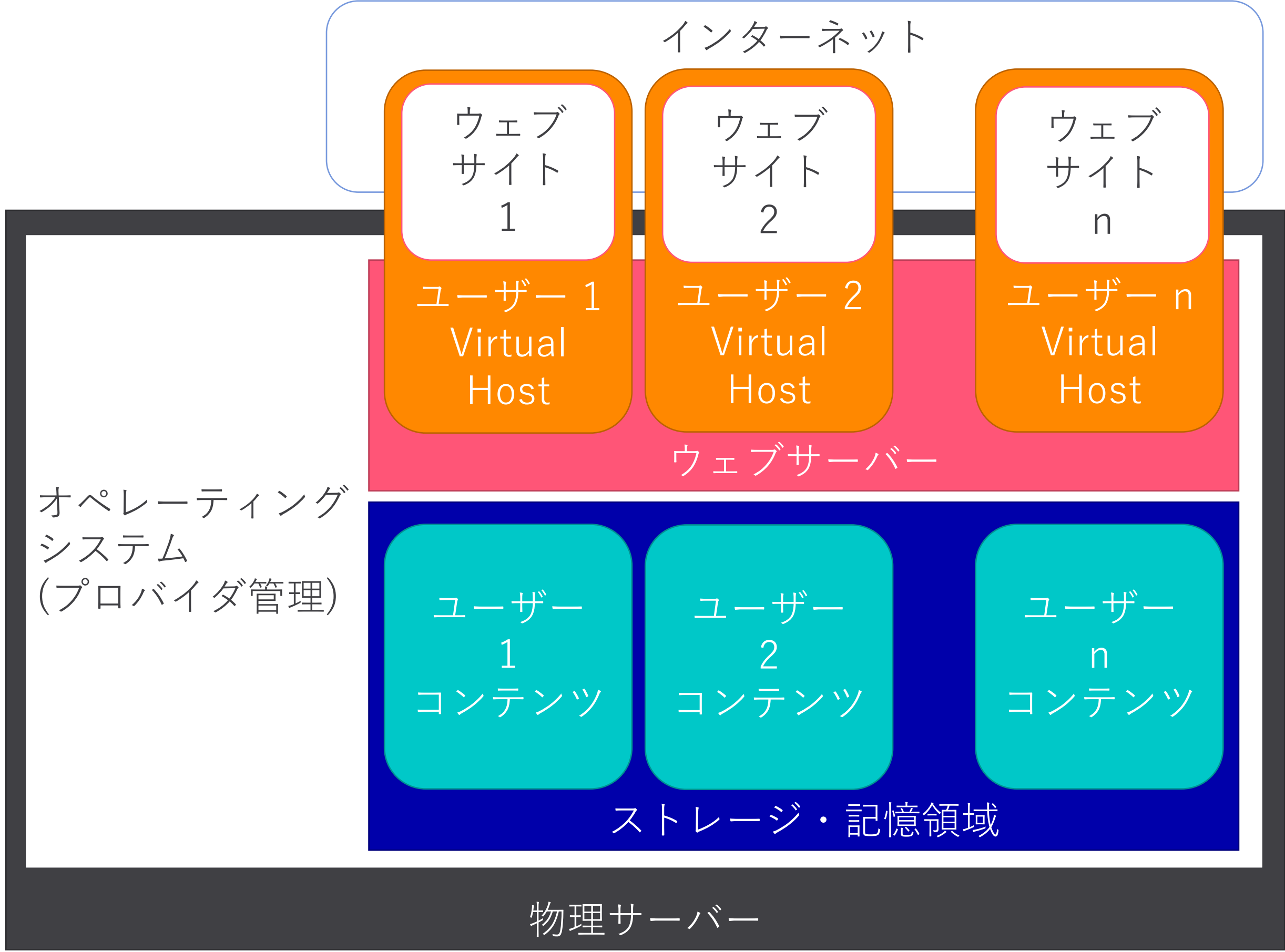


ウェブサイト運営者に至るコンテンツプロバイダの階層構造



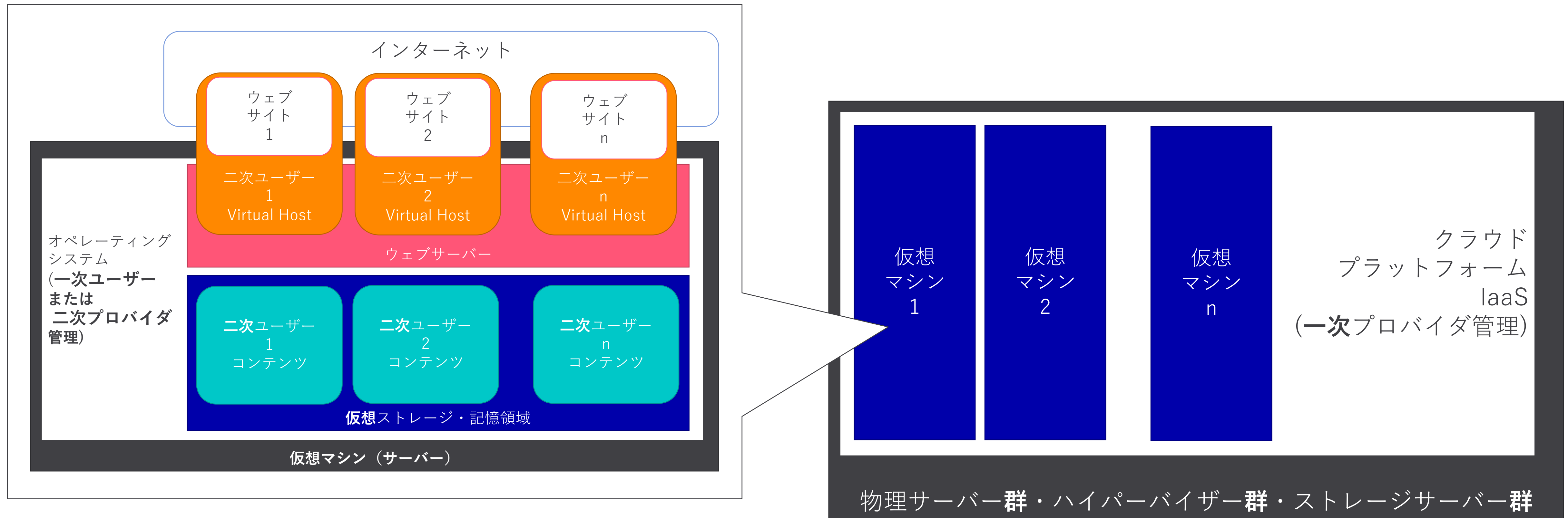
※ 例1と例2は200X年代の古典的構造、
現在は例n および 例n' が増加している、また今後も増加し続けると思われる

古典的サーバー上のユーザー、コンテンツ、サイトの配置関係



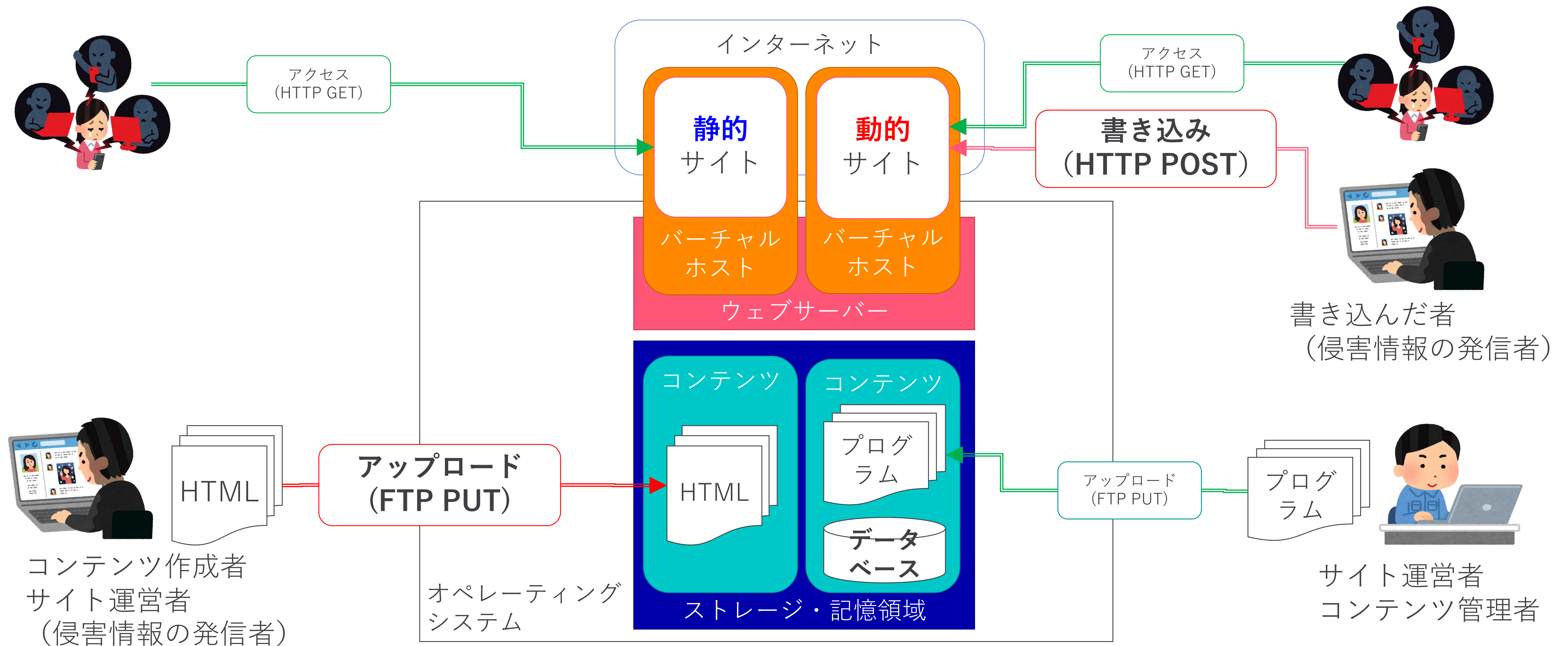
- 「ユーザー」はプロバイダの「共有型レンタルサーバー」サービス契約単位と同一

クラウド（IaaS）・仮想サーバー上の ユーザー、コンテンツ、サイトの配置関係



- 「古典的サーバー」の図式がIaaSの「仮想マシン」の中にそのまま入る
- 「仮想マシン」は一次プロバイダの仮想化サービス（IaaS, VPS）契約単位と同一
- 一次プロバイダは「仮想マシン」内のOS管理者権限を有さないので、その内部を調べる権限を持たない

「静的サイト」「動的サイト」と発信者の関係



仮想化技術・コンテンツ構造が発信者特定可能性に与える影響

- 「レンタルサーバー」サービスはウェブサーバーのアクセスログ保存を契約者の選択に任せている場合もある
「レンタルサーバー」サービス契約者がアクセス解析等の目的をもってログ保存する設定を能動的に選択していなければ、ログは無い場合もある
- 動的サイトのアクセスログのうち、どのHTTP POSTが侵害に係るログであるかを調べる事はホスティングプロバイダの業務ではない
そして、サービス契約者がログを読み取るリテラシーを有すると期待することも困難
 - 動的サイトを構成するプログラムの内容をプロバイダは知らない、一見すればわかるものでもない
- 「仮想サーバーのウェブサーバー」がログ取得する設定であるかどうかは一次プロバイダのユーザー（二次プロバイダ）が行ったウェブサーバーの設定に依存する
 - ウェブサーバーソフトウェアの初期設定におけるログ保存期間はおおむね**1カ月**
 - 初期設定のサーバーはアクセス元ポートを記録しない
 - **請求の時点で発信者特定可能なログがあるか否かはサーバー管理権限を有する契約者またはその委託先が能動的にログ保存を設定している事が必要**

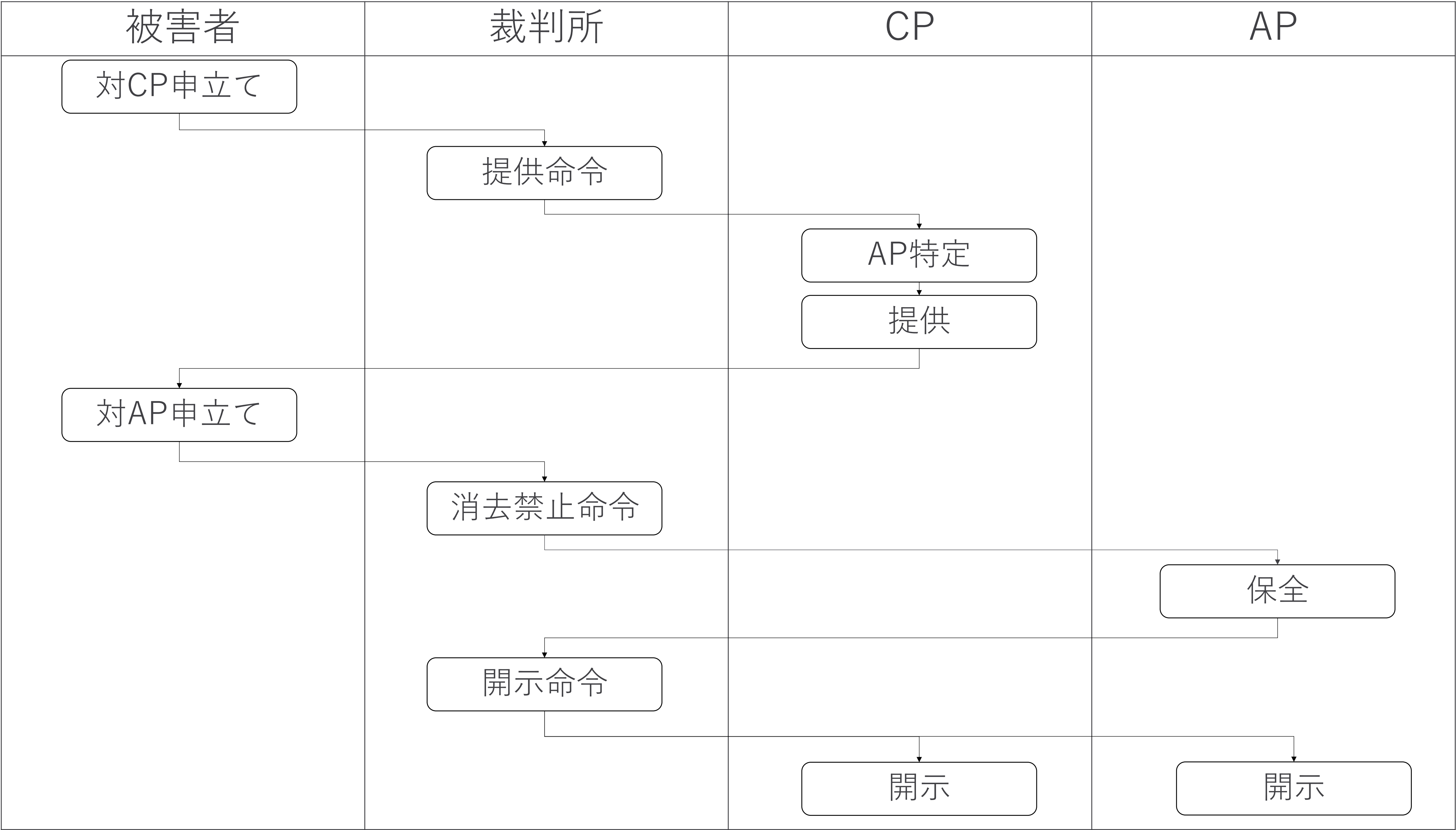
プロバイダのいちエンジニアの見解として、特定は「運次第・かなり困難」

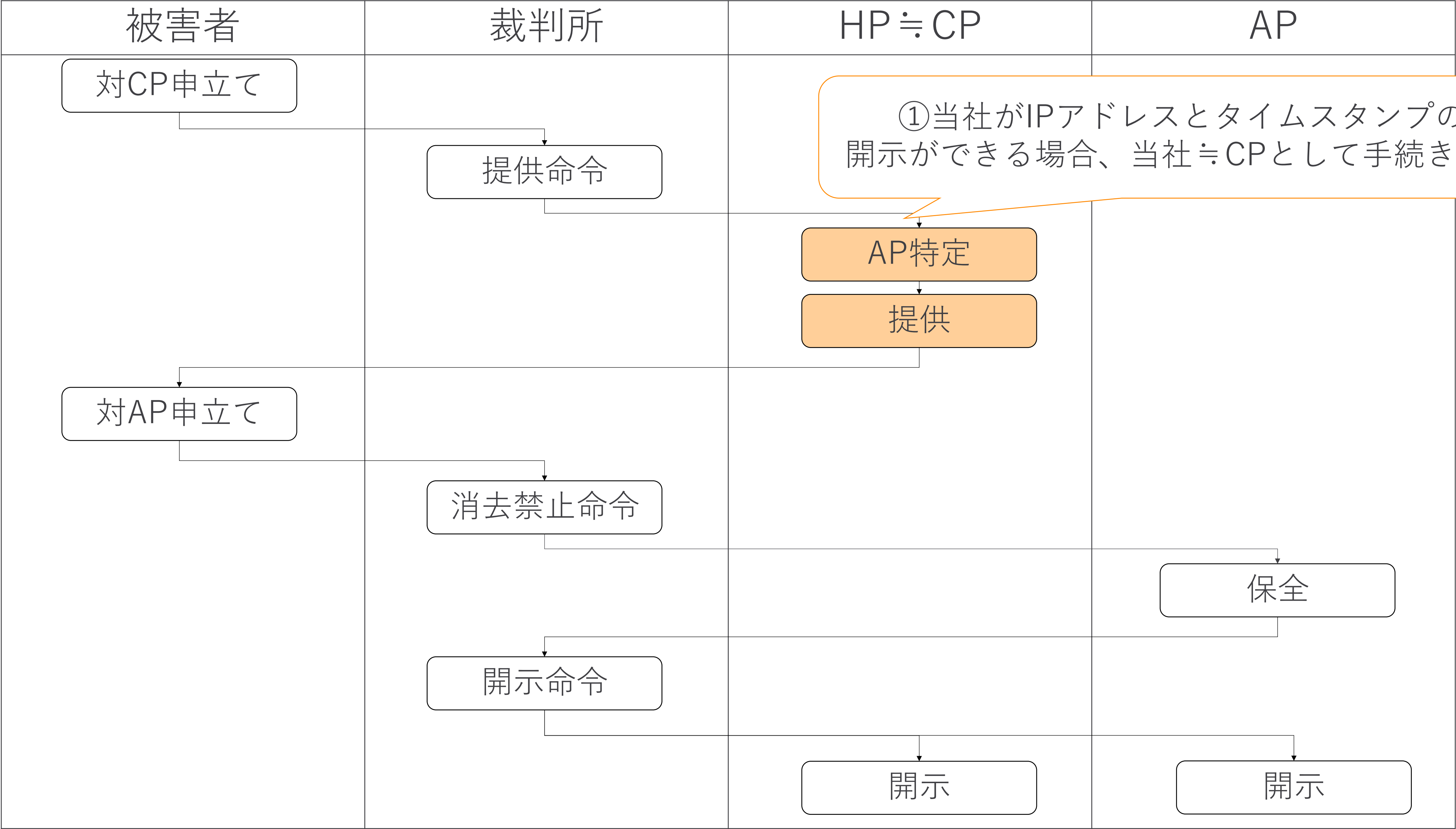
非訟手続きについて



新たな非訟手続きに関する所感

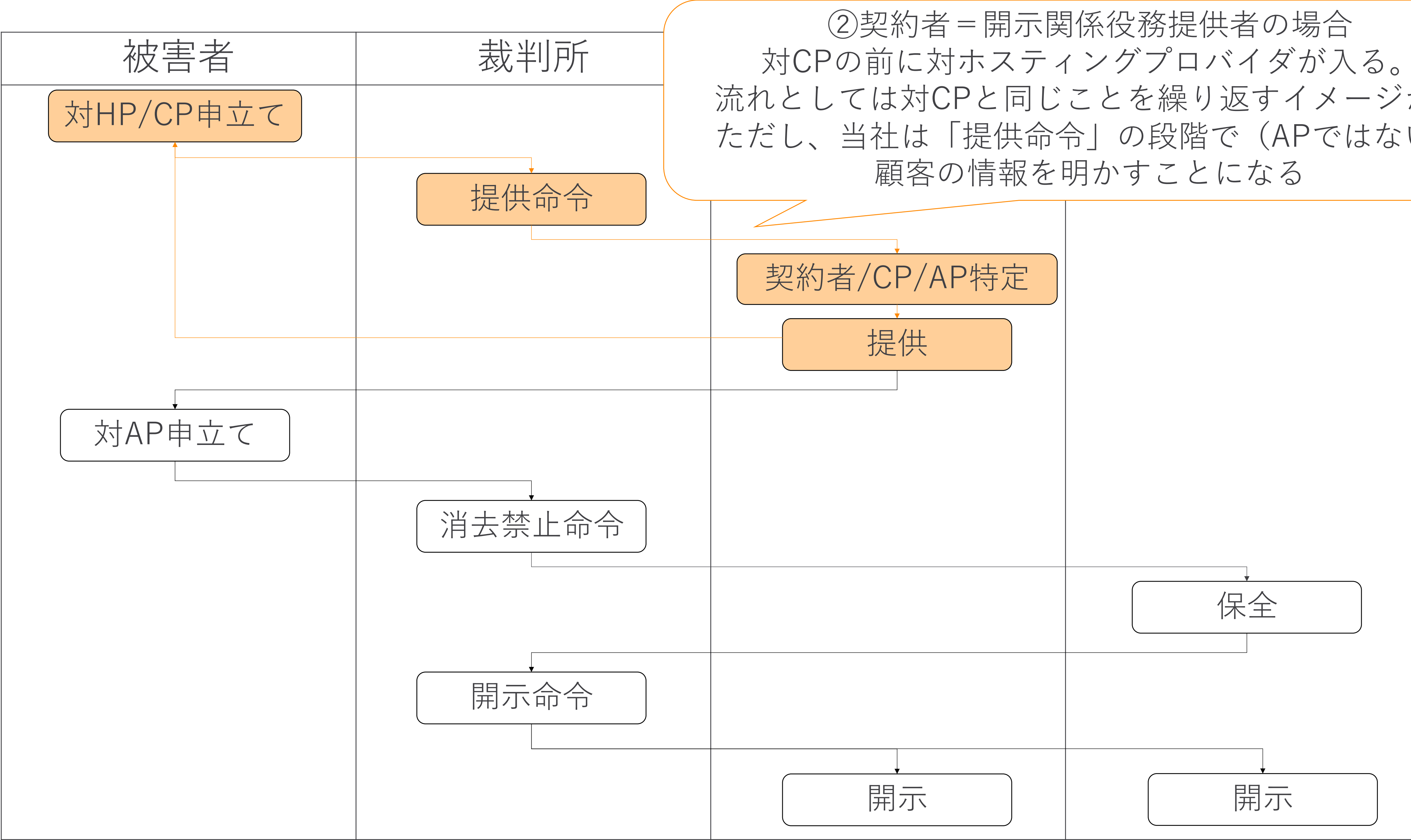
- ホスティング・クラウドプロバイダは、現状の発信者情報開示手続きにおいても、単純に想定されるCP→ISPの対応の流れとは異なる
- 新たな手続きにおいて、ホスティング・クラウドプロバイダはどう対応するのか？





新たな非訟手続きに関する所感 パターン①

- 当社がIPアドレスとタイムスタンプを開示できる場合CPとほぼ同じ対応が可能と考えられる
- ただし、これは「共有型レンタルサーバ」をご利用で、かつサービスのご利用状況（DBの状態等）から当社に確認可能な場合のみであるため、楽観的に想像しても、あまり件数は多くないと思われる

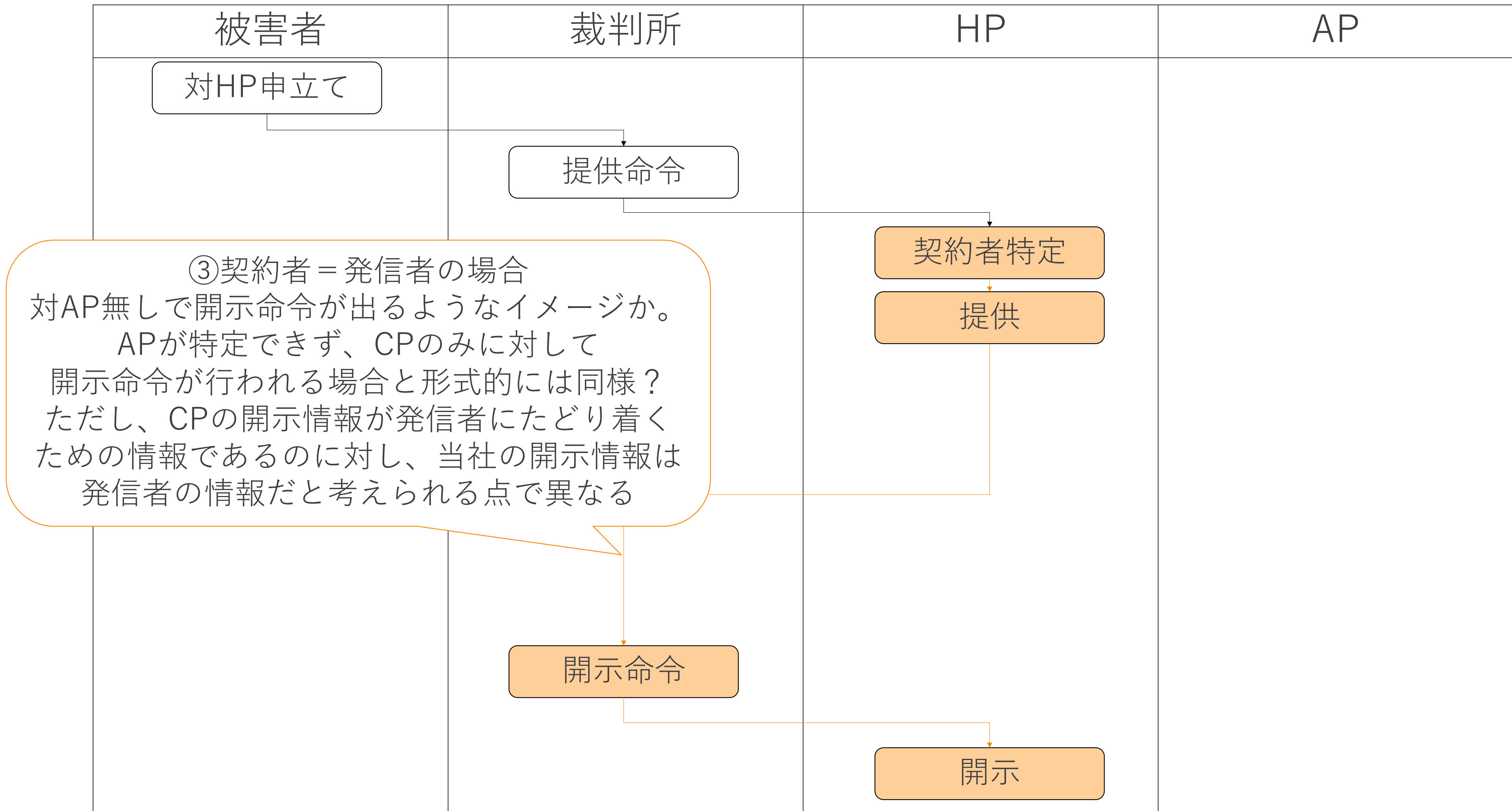


新たな非訟手続きに関する所感 パターン②

- 例えば当社の契約者が当社サービスを再販していると特定できたとして、契約者がその再販サービスの利用者（=CP）を特定し、CPがAPを特定し…と何周もしないといけない可能性があり、長期化が懸念される
- CPはAPを特定できるか？
 - CPは体制の整った大手企業ばかりではなく、個人の場合もある
 - 「AP特定」はセキュリティ人材のスキルである
法務人材や、abuse窓口での応接人材とは違うスキルが必要
ログを特定し、IPを特定し、whoisを調べ…サイバー攻撃を逆探するスキルに同じ

新たな非訟手続きに関する所感 パターン②

- プロバイダに対応を負担させることで、本当に迅速な被害者救済を実現できるのか？
- 提供命令でAP事業者情報以外の情報（私人の個人情報の場合も）を提供することは？



新たな非訟手続きに関する所感 パターン③

- 例えば当社の契約者が発信者だと特定できたとして、開示命令が出ても、当社の保有する契約者情報は身元確認を取っていないものである（現在でも、当社からの開示後、発信者に損害賠償請求等ができているのかはわからない…）
 - 契約者に転居・移転・連絡先変更等が生じててもサービス利用に影響は生じない
そのため事業者は届けられた契約者情報が最新であるかわからない
- そもそも契約者が発信者なのか、開示関係役務提供者なのか、わからない場合はどのような対応になるのか？

新たな非訟手続きに関する所感 その他

- 仮処分でも記録が非公開であり、契約者が当社に対して記録の提供を希望される場合がある。
報告書でも事例の蓄積や判断の透明性の確保といった点で、非訟手続きが非公開であることが問題点として挙げられていたが、発信者の利益保護の点からも（プロバイダの対応ではなく）制度上の対応が何かできないか

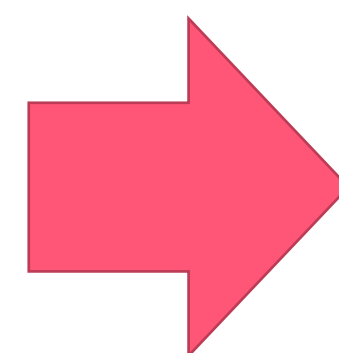
技術トレンド、 そしてインターネットの構造から見る 展望と課題



発信者情報と身元確認 (Identity Assurance) との関連性

IPパケットのトレーサビリティは隠ぺいする方向

- iCloud プライベートリレー
- Microsoft Edge Secure Network
- 各種のVPNサービス



ウェブサーバの記録に残る
HTTP POST ログの発信元IPは
隠ぺいされる方向にある

プラットフォームは身元確認 (Identity Assurance) を進める方向

- フェイク対策、民主主義・自由主義と異なる国家が主体の情報発信
- インフルエンサーを騙る情報発信
- これらは氏名権（人格権）、同一性保持権（著作権）とも近しい自己同一性保証つまり Identity Assurance の問題

被害者救済には、IPパケットをもととしてCP/APの多重構造を追跡する方法は不可能でなくとも迅速にはなり得ない、プラットフォームで得た身元情報の開示が適する

発トレンドブログによる誹謗中傷の拡散と広告との関連性

発信される情報はCPだけの課題なのか？

- 2019年 常磐道あおり運転暴行の同乗女性誤特定情報拡散の事案
（「ネット社会と闘う」さはらえり（著） ISBN-13:978-4865942781）
- 2022年 阿武町誤振込における職員の特定情報拡散の事案
- あるプラットフォームで起こった誹謗中傷が拡散するには、別でトレンドブログが助長の役を果たしているように見える
- トレンドブログは広告収益の最大化を目的に運営されている
そしてトレンドブログが侵害情報を拡散する役を果たしているように見える
- 広告の在り方に問題があるように見える



ご清聴ありがとうございました。